

平成24年3月 川棚町議会定例会会議録 (第2日目)

平成24年3月8日木曜日 (午前10時開会)

出席議員 (15人)

1番	村井達己
2番	竹村一義
3番	福田徹
4番	堀田一徳
5番	三岳昇
6番	毛利喜信
8番	波戸勇則
9番	小谷龍一郎
10番	朝長敏
11番	小田成実
12番	田口一信
13番	森田宏
14番	久保田和恵
15番	山口隆
16番	初手安幸

欠席議員 (1人)

7番	田崎一幸
----	------

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	道 上 敬 二
書 記	小 林 修 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	琴 尾 繁
教 育 長	古 賀 信 雄
総 務 課 長	山 口 誠 実
企 画 財 政 課 長	山 口 栄 治
税 務 課 長	三 岳 昭
健 康 推 進 課 長	中 辻 徹
会 計 課 長	原 清 子
住 民 福 祉 課 長	中 尾 剛
産 業 振 興 課 長	吉 永 文 典
建 設 課 長	水 谷 末 義
ダ ム 対 策 室 長	辻 孝 治
水 道 課 長	下 田 勝
教 育 次 長	岬 常 春
行 政 係 長	住 吉 克 己

議事日程

- | | | |
|------|--------|-------------------------|
| 日程第1 | 議案第20号 | 平成24年度川棚町一般会計予算 |
| 日程第2 | 議案第21号 | 平成24年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第3 | 議案第22号 | 平成24年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第4 | 議案第23号 | 平成24年度川棚町介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第24号 | 平成24年度川棚町公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第25号 | 平成24年度川棚町簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第26号 | 平成24年度川棚町水道事業会計予算 |

議 長 これから本日の会議を開きます。田崎一幸議員からは欠席の申し出があっております。

議 長 日程第1、議案第20号「平成24年度川棚町一般会計予算」から、日程第7議案第26号「平成24年度川棚町水道事業会計予算」までを、会議規則第37条の規定により、一括議題とします。なお、この新年度予算につきましては、本日は説明を受けるだけにして、明日、本会議3日目に全体について質疑を行うことにしております。また、町長からの新年度予算説明については、1日目の施政方針説明の中で説明を受けておりますので、本日は町長の説明は省略を致します。それでは議案第20号から順次、説明を求めます。

企画財政課長 平成24年度川棚町一般会計予算の説明をさせていただきます。

ただいま上程されました議案第20号「平成24年度川棚町一般会計予算」につきましては、予算書1ページをお開きをいただきとうございます。

ここには条立てで、それぞれ規定を掲げております。第1条には歳入歳出予算の規定でありまして、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ52億9千万円と定めるところでございます。

2項につきましては、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分毎の金額は、第1表、歳入歳出予算によると定めておるところでございます。

第2条の規定につきましては、債務負担行為に関してございまして、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額等については、第2表、債務負担行為によると定めておるところでございます。

第3条につきましては、地方債に関する規定でありまして、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債によると定めておるところでございます。

続きまして、一時借入金についての第4条の規定につきましては、借入の最高額は5億円と定めるところでございます。

さらに、第5条では歳出予算の流用としまして、流用に関する事項を定めておるところでございます。

内容につきましては、後ほどまた触れていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは事項別明細書によって、説明をさせていただきます。歳入から12

ページ、13ページをお開きいただきとうございます。

議 長 時間が長くかかるようでしたら、着席して説明していただいてもよろしいです。

企画財政課長 それでは座って説明をさせていただきます。

今朝ほど、お配りを致しました平成24年度川棚町一般会計予算説明書と予算書に基づいて説明をしていきとうございますので、よろしくお願い申し上げます。

歳入、まずこの予算書の成り立ちは、形態は、昨年とあまり変えていないようにしておるつもりですが、右下の方に1款、町税というふうに歳入歳出とも款の番号と款名を載せておりますので、めくっていかれるときは、ここを基準としてめくられると便利かと思えます。文字については、若干、昨年と比べ小さくなっておるようですので、その点、ご理解をお願いします。また、ページの改ページにつきましては、款ごとになっておりまして、予算書の厚みを薄くできておるようでございます。それでは、町税から説明をさせていただきます。

本年度予算、前年度比というかたちで説明をしますが、11億6,535万1千円、2,022万8千円の減少となっております。これは1項、町民税の増加があるものの、固定資産での減少というかたちでの減少でありまして、その内容については、以下、説明をしたいと思います。

1目、個人、説明書の方ですが、1目、個人、4億5,103万円、前年度比が2,276万円の増加となっております。個人町民税の現年度課税分につきましては、給与所得、営業所得、農業所得とも所得の伸びは期待できないと見込んで試算をされております。しかし、22年度税制改正の折に、所得控除から手当へと施策が転換され、子ども手当が創設されたことを受けての年少扶養控除の廃止、特定扶養控除の縮小が、新年度分からの課税で実施されることに伴いまして、増加を見込んでおります。約3,200万円ほど、それは予算書の13ページのところにも掲げております。対前年度比2,276万円の増加の4億4,782万円を計上しているということで、説明をしております。

2目、法人に移りたいと思いますが、予算書では次のページになろうかと思えます。5,470万円計上しておりまして、630万円の増加と。「均等割分は23年12月末現在の法人数を基に算出をしています」としておるところでございます。税割分は、前年度実績見込みを基に3,000万円を計上して

おるところでございます。予算書16ページになろうかと思えます。

2項、固定資産税は落ち込みになっておる状況でございます。2項の固定資産税としましては5億4,377万1千円、前年度比5,878万8千円の減少というかたちで編成をしております。固定資産税の課税客体は3種類ありまして、土地、家屋、償却資産となっております。

土地につきましては、前年度予算に比べ農地等の宅地化や負担調整により増加が見込まれるとしながらも、地価下落の関係から、わずかな減少と見込んでおります。

家屋につきましては、新增築による増加がわずかに見込まれるものの、3年に一度の評価替えを迎え、全ての家屋の評価に適用される経年減点補正制度によって評価額が下がることとなっており、大きく減額すると見込んでおります。

償却資産につきましては、事業所等の新設や増設等に目立った動きはなく、前年度実績見込みにより算出をしているところでございます。

まとめとしまして、固定資産税全体では対前年比5,880万円の減少、5億3,750万円を計上しておるという状況でございます。先に進みたいと思えます。

固定資産税の中の2目、国有資産等所在市町村交付金127万1千円で、前年比1万2千円の増加となっておりますが、前年度実績と大きな変化はないものとして見込んでおるところでございます。

3項、軽自動車税、予算書は次のページに移っておるところでございますが、国有資産の下になりますが、3,585万円、前年度比50万円の減少。

軽自動車税につきましては、23年12月末現在の登録台数を元に課税台数を見込み、対前年度比50万円の減少として見込んでおるところでございます。

4項、町たばこ税、次のページですね。7,200万円の見込みで1千万円の増加と見ておるところでございます。町たばこ税につきましては、22年10月にたばこ税の税率改正がなされておまして、売上本数は若干減少になる見込みでありながらも、税率の引き上げが過去最大となったことを勘案し、このような数字で見込み計上しておるところでございます。

5項、入湯税につきましては、前年度同額として見込んでおるところでございます。入湯税の対象となります入湯客の動向につきましては、毎年減少傾向にあるわけですが、川棚大崎自然公園交流広場の完成の効果を見込み前年度同

額として計上しておるところでございます。

滞納繰越分につきましては、町税全体でそれぞれ計上しておりますが、ここではまとめて表現をしております。目標として前年度比と同額の8,601万円を計上しているところでございます。次のページに移ります。予算書20ページ、21ページ。

2款、地方譲与税5,200万円、前年度比同額でございます。ここから地方譲与税は過去の実績と国が示す地方財政計画を基に推計し、23年度当初予算と同額を見込み計上しているということで説明をしております。その下には、文字の形態を変えてしておりますのは、制度の説明を掲げておりますので参考としていただければと思っております。続きまして次のページ。

利子割交付金ですね、予算書22ページ、23ページになります。

300万円、前年度比マイナスの100万円としております。これにつきましても前年度当初予算比100万円の減額は、過去の実績、また国が示す地方財政計画等を基にしておるところでございます。23年度の決算見込みからは落ち込むものと推測をしておる数字となっております。次のページに移りたいと思います。24、25ページ。

配当割交付金は、40万円の前年度と同額としておるところでございます。

配当割交付金は、これも過去の実績及び地方財政計画を基に推計しております。前年度当初予算並みを計上しておるところでございます。23年度決算見込みに比し、確実な見込みとしておりますが、金額的に大きくなりますので、特に影響はないと思っております。予算書26、27ページ。

5款、株式等譲渡所得割交付金、予算額は30万円でございます。前年度同額、これにつきましても同じような見込みで計上をしておりますが、「23年度決算見込みに比し、確実な見込みとしています。」としておるところでございます。次のページ、予算書28、29ページ。

地方消費税交付金、1億2,500万円、1千万円の増額と見ております。「地方消費税交付金は、過去の実績と国が示す地方財政計画を基に推計し、前年度当初予算比1千万円の増額を見込み計上しています。23年度決算見込みに比し、同程度を見込んでいます。」としております。

7款に移ります。予算書30ページ、31ページ。

自動車取得税交付金900万円でございます。前年度同額見込んでおりま

す。これにつきましても過去の実績、国が示す地方財政計画を基に推計をしております。前年度当初予算と同額を見込み計上し、なお23年度決算見込みと同程度となる見込みです。

2款から7款までは、国及び県が徴収します地方税に当たるものを交付されることとなり、景気の動向にも左右される向きがありますが、大きく伸ばしたりということせず、確実なところで見込んでおるのが実情でございます。予算書の32ページ、33ページ。

8款、地方特例交付金450万円、ここは大きく下がっております。1,450万円の減少としておるところでございます。地方特例交付金の分は、児童手当及び子ども手当特例交付金について過去あったわけですが、子ども手当にかかる地方負担分及び職員交付分に伴うものであっております。子ども手当から今度制度変更となることと、年少扶養控除の廃止等に伴う町民税の増収が見込まれることとなることからですね、24年度は全て無くなるという国からの提示がっております。それゆえ減額となっておるところでございます。減収補填特例交付金の自動車取得税特例交付金もあったわけですが、それについても町民税の増収においてカバーできるとの見込みを立てておりました、400万円の減と、皆減ということで見込んでおります。これは国の指示、制度変更によるものですので致し方ないということで、このような数字となっておるところでございます。次のページ34ページ、35ページの予算書。

9款、地方交付税でございます。21億で8千万円の増加と見込んでおるところでございます。地方交付税につきましては、普通交付税と特別交付税と2つ分けて立てておりました、普通交付税につきましては、国の示す地方財政計画において若干の増額方針、前年度比0.5%増が示されておることもあり、前年度比5千万円増の20億5千万円と見込んでいます。

特別交付税は、22年度までの実績から前年度比3千万円の増の5千万円を見込んで計上しておりますが、23年度の特別交付税を、かなり低く見込んでおりました、この程度はいけるのではないかとということで推測をして見込んでおるところでございます。予算書36、27ページ。

10款、交通安全対策特別交付金220万円で、前年度同額でございます。これにつきましては、交通反則通告制度に基づき納付される反則金の収入を原資として交付されるものであり、前年度同額として計上すべきと判断し、この

数字で計上しておるところでございます。予算書38、39ページ。

11款、分担金及び負担金でございます。説明書の4ページに掲げておりました、これから特定財源と申しまして、充当する財源が出てきます。その表示の仕方としまして、予算書の説明欄のところに記載しておる内容について、ここで若干、説明を触れております。

特定財源の記載方法についての説明として、例示としまして予算書39ページの一番上に、町立保育所保育料現年分としまして数字を上げております。その下に03-02-03の町立保育所運営費となっております、これは歳出の3款2項3目に属する歳出費目、町立保育所運営費というところに財源を充てていますよというかたちでの表示ですので、参考としていただければと思います。

11款、分担金及び負担金については、8,277万4千円、前年度比878万3千円の増加と見込んでおるところでございます。分担金及び負担金の前年度比増加分は、分担金及び負担金の大部分を占める児童福祉費負担金でございます。これは保育料でございますが、保育料の増加が顕著となっております。これは平成24年度予算編成から、保育料算出の根拠となります入所者数の係数を定員ベースから実数ベースへと見直して計上しておりました、23年度から入所者見込み数をはじいて計上しております。これは今までは当初予算で定員ベースで計上しておりましたところ、補正予算の額が大きくなるという状況が発生しますので、なるべく前年度の状況から見込み計上を大きくして、計上しようとしたものでございまして、これに伴い保育料が伸び、また国、県の負担金も増えるという状況が生まれてきておりますので、後ほど、またそれに触れたいと思います。主なものは、そういうところでございます。

12款、使用料及び手数料に移りたいと思います。本年度予算額1億2,657万円、477万7千円の増加となっております。使用料及び手数料の増加分は、光ブロードバンド基盤使用料の2,099万1千円、前年度比を555万6千円の増加と見込み計上しておるものが主なものでございます。光ブロードバンドの契約者は、24年4月1日時点を1,600件と見込んで、24年度の加入者数を200件と見込んでおります。この200件の分が、12ヶ月分見込むことができませんので、6ヶ月分と見込むことによって下に計算式を掲げておるところでございます。980円の1,600件と100件を足して

1,700件の12ヶ月ベースで消費税をかけております。見込み計上としておるところでございます。それでは次に移らせていただきます。予算書50ページ、51ページ。

13款、国庫支出金、本年度予算額は4億8,821万7千円、3,681万5千円の減少となっております。国庫支出金のうち国庫負担金は、児童福祉費負担金が保育所運営費の伸びに比例し増額となっております。これは先程、定員ベースから実数ベースに移したことによる運営費が伸びる、保育料が伸びるというものと連動をしておるところでございます。

3行目になりますが、児童のための手当と書いてあります。これは子ども手当から子どものための手当、児童のための手当、今の段階では児童成育手当というような制度が、名称がころころ変わってきておりますが、この資料を作りました時には、児童のための手当になりそうだという3月1日時点の情報で作っておりますので、ここにおいてはこの名称で説明をさせていただきますが、今後、児童成育手当になるかもしれないという情報はあるものの、その点は時差がありまして、ご勘弁をいただきたいと思っております。子ども手当負担金を23年度上げておりまして、それを引き継ぐかたちでの計上としておりまして、名称については予算書とこの説明が若干、変わるとことはありますが、1月末の情報に基づいてどうなるか分からないという背景もありまして、このような措置をさせていただいておりますのでご理解をお願いしとうございます。23年度の子ども手当ベースから減少となる見込みでございます。手当の額がですね。それによって国の支出金も減ります。また、国と地方の負担割合も変わりますので減少となっておりますところでございます。

国庫補助金においては、教育費補助金が増額となっておりますものの、国庫支出金全体では前年度比3,681万5千円の減少となっておりますのでございます。なお、負担割合とか補助割合等につきましては、2分の1とか3分の1とか規定はあるものの、事業費に対して満額計上がなされないところもありまして、内示額などにより計上しているものがありますので、予算書に計上している数字と制度上の負担割合と補助割合とは変わる可能性がありますので、その点をご理解をお願いしとうございます。

その下には、当初予算額の前年度対比としまして、国の負担金補助金の主な動向を左から名称、24年度予算額、前年度対比の数字というかたちで計上し

ておりまして、説明を若干付け加えております。

子ども手当負担金に関しましては、児童のための手当予定としておりますが、児童手当法の一部を改正する法律案、1月27日に提出をされておりました、まだ成立の目途は立っておりませんので、今後の情報収集に努めたいと思っております。予算書56、57ページ。

14款、県支出金3億9,790万4千円、9,199万8千円の減少でございます。県支出金のうち、県負担金は児童福祉費負担金が保育所運営費の伸びに比例し同額となっております。これは先程、国で触れたとおりでございます。また児童のための手当にかかる負担金が23年度子ども手当ベースから増加となることから、前年度に比べ増加しています。これは地方の負担の割合が変わりますので、そのような状況となっております。県補助金の減少については、労働費補助金の制度廃止に伴う減少と農林水産業費県補助金の水産業費補助金が、三越漁港の漁村再生交付金事業の開始にかかる補助金の受け入れにより増加がっております。その一方、農業費補助金のイノシシ緊急特別対策事業にかかる補助金の減額となっており、その分での減少が大きいものですので、減少というかたちとなっておりますのでございます。その下には、当初予算の前年度対比と致しまして、負担金補助金、委託金の主なものを計上しておりますのでございます。後でお目通しをいただければと思います。予算書72ページ。

15款、財産収入1,507万7千円、前年度比463万9千円の減少と見込んでおるところでございます。財産収入は低金利により利子収入が減少すると見込んでいます。また、土地売り払い収入を1千万円の見込み計上としておるところでございます。ここで、お断りを申し上げたいことがありまして、2つほどあります。まず、減債基金の利子の110万8千円の計上をしておりますが、これにつきましては103ページ、予算書103ページまで追っていただいて、103ページの真ん中の若干下のところに減債基金としまして、積み立てる金額を130万5千円としておるところでございます。これにつきましては、利子の二重計上が判明し、収入の方を利子を少なく見込み計上し、歳出の方もそれに合わせるべき処理を怠っておりまして、これは補正予算の折に是正をさせていただくように考えております。申し訳ありません。その点をご含みをいただきとうございます。また、役場庁舎建設基金の利息につきましても、収入と支出を見込むべきところを見込んでおりません。これにつきましても計

上漏れということで、補正予算で対応したいと思っております。利子につきましては、基金の取り崩し、積み上げ等について変わってくることも考えられます。その点も含めたところでの補正対応とさせていただきます、是正を図る所存でございますので、ご理解をお願いしとうございます。76ページ、77ページ。

16款、寄附金3,000円と見込んでおりまして、87万5千円の減少と見込んでおります。これにつきましては、4目、農林水産業費寄附金の惣津漁港広場整備工事に対応するものが終了し、その分が減少となっております、見込み計上としております。名目予算的なものでございます。78、79ページでございます。

17款、繰入金のうち、基金繰入金は必要最小限にとどめるよう努力しましたが、自主財源及び依存財源の収入見込みが厳しく、確実なところでの見込みとしております。それによって必要額が生じたので、見込み計上しております。額の減少につきましては、老人ホームひさご荘改築工事にかかる負担金増加に対応するため、地域福祉基金への繰入金が23年度限りであったため減少していますということで捉えております。続きまして80、81ページ。

18款、繰越金については、これまでも同一規模の計上としており、前年度並みの7,000万円を見込み計上していますという編成でございます。計上でございます。82、83ページ。

19款、諸収入8,860万円でございます、1億8,600万5千円の減少でございます。諸収入における動向としましては、雑入におきまして23年度でありましたが、大崎公園整備事業にかかる産炭地域活性化基金助成事業助成金及びスポーツ振興くじ助成金が23年度限りであるため、大幅な減少となっているということでございます。予算書は若干飛びます。90、91ページ。

20款、町債4億4,150万円でございます。前年度比6,690万円の増加でございます。町債の内容としましては、消防ポンプ車更新費用ならびに投資的経費であります建設工事にかかる農道改良事業費、川棚西部地区の分、農村災害対策整備事業費、団体営川棚地区の分、漁村再生交付金事業、三越漁港整備分、社会資本整備総合交付金事業費、町道東臨港線整備事業、町道中小串線改良事業等に備えるもの、または県営事業の負担金の財源確保として借入れを予定しています。なお、普通交付税と同じ扱いとされる臨時財政対策債は、前年度に比べ1,500万円ほど減額の2億6,500万円を計上しておるとこ

ろでございます。その下には24と23の比較を掲げております。投資的町債を若干、伸ばしております、この状況が生まれてきておるところでございます。

歳入は以上でございます、後ほど歳入に関してのまとめは致したいと思っております。説明を先に移りたいと思います。

歳出94ページ、95ページ。

1款、議会費1億353万7千円、1,531万7千円の減少でございます、これにつきましては説明欄の3行目から掲げております。前年度に比べまして共済費が減少しております。これは地方議会議員年金制度の廃止の経過措置にかかる公費負担の減少でございます。23年度があまりにも大きゅうございましたので、まだ負担はありますが、前年度対比としては減少しているという状況でございます。96ページ、97ページ。

2款、総務費6億3,064万7千円、5,663万1千円の増加となっております。

1項、総務管理費のうちの1目、一般管理費につきましては、ここに特別職2人と職員21人分の人件費の他、人事評価制度構築支援業務委託料、別館の廊下、階段床張替工事、変圧器の改修のための経費を掲げておるところでございます。

2目、秘書広報費という名称に改めておる内容についてですが、2目、秘書広報費は23年度までの2目、文書広報費の名称を改めておるものでございまして、町長交際費等の経費を一部、一般管理費から組み替えて計上しておるところでございます。

3目、財政管理費でございます。これにつきましては、産休代替の職員にかかる賃金等を計上しております。また公会計制度によります会計分析を手がけて、その支援を受けるため税理士法人あての委託料を計上をこれまでしてきておりましたが、今後は経費節減を図るため、インターネット回線を利用した財務書類システムにより処理することとしておりまして、その利用料を見込み計上としておるところでございます。

4目、会計管理費でございます。会計管理費は元々金額は少のうございましたが、この度、42万4千円の増加となっております、これにつきましては各種町税、料金の収納に関し、コンビニ収納方式を採用したことにより役務費

の増加となっておりますのでございます。

6目、企画費につきまして、説明を申し上げます。一般企画費におきましてになりますが、地方公共交通体系の確立に要する経費として、実証実験経費800万円を見込んでおりまして、合わせて1,052万3千円を計上しておりますところでございます。これによって金額が伸びてきておりますところでございます。なお、国際化推進事業費では、川中生徒を中国へ派遣することとして所要の経費を計上しておりますところでございます。

7目、情報通信基盤整備事業費につきましては、新しく編成をしておりますわけですが、24年度から光ブロードバンド基盤整備事業費分を新たに目として編成するものです。「光ブロードバンド基盤整備事業の年間経費等を計上しております。」としております。これは電算管理費であったと思いますが、そちらの方に光ブロードバンドの分を計上しておりましたが、性質的に目的別にも違う目を立てた方がいいという判断を致しまして、新しく立てておりますところでございます。

8目、電算管理費の電算開発費があったわけですが、電算システムの更新を済ませておりますので、23年度限りとなっております。これによります減額が大きいもので、減額となっておりますところでございます。

9目、諸費につきましては、地方バス路線運営事業費としまして、東峠線、これは川棚から波佐見の村木の方に行く路線ですが、上組、中山を通る路線でございます。これにつきましては、24年度9月までという時期を設定しております。10月から9月までの損失補填に伴う補助金として一年分をここで見込んでおります。また、川棚バスセンターから内海の方に通るバスがあるわけですが、内海線、これにつきましては4月から9月までの半年分の損失補填に伴う補助を見込み計上としておりますところでございます。なお、川棚駅前広場管理費におきましては、電光掲示板の撤去等工事の必要額を計上しておりますところでございます。

11目、国体事業費につきましては、102ページになろうかと思えます。これまで10款、教育費において長崎国体事業費として執行していた国体に関する経費を、2款、総務費に引継ぎ計上したもので、がんばらば国体開催に向けての準備と実行委員会立ち上げについての経費を計上しておりますところでございます。若干飛びます。102ページ、一番下。

16目、役場庁舎建設基金費の積立金を水道会計からの繰入金分を含めて計上しています。ここにつきましては、先程触れましたけど、補正対応をさせていただく項目がっております。

2項、徴税費に触れようございます。予算書は104、105ページとなります。ここは基本的なものでございまして、その後の3項、4項につきましても基本的なものでございまして、説明は省略させていただき、先に進ませていただきます。よろしく申し上げます。

3款、民生費に移りようございます。なお、選挙等がありませんので廃目となっておりますものを記載をしておるところでございます。先に進みようございます。予算書112ページ、113ページ。

3款、民生費、16億5,402万7千円、8,717万4千円の減少でございます。

1項、社会福祉総務費でございまして、1目、社会福祉費。ここでは、昨年からの引き続きの経費等が計上をしておりますが、特に大きなものとしては、一番最後の4行目に書いてあります「社協マイクロバス導入補助として2分の1相当額を計上しています。」ということでまとめておるところでございます。

次の、母子福祉医療費につきましては、引き続きの現物給付方式となっておりますとしておるところでございます。その下の、「また」の書き出しでございます。23年度中途から着手した、災害時要援護者支援費については、24年度から地域支え合い事業費に名称を改めております。要援護者の情報収集と個別避難支援計画の作成費用と、社会福祉協議会へのシステム拡充の費用を計上しておるところでございます。

地域支え合い体制づくりの事業の概要につきましては、目的対象者等を掲げております。参考にさせていただきようございます。

資料の10ページの4行目になろうかと思いますが、国民健康保険事業特別会計等の繰出金等について、記載をしております。これは例年と制度的には変わっておりません。また、特別会計関係事業としまして24年度、23年度の比較を計上しておりますので、参考にさせていただきようございます。

3目、老人福祉費になろうかと思いますが、これは予算書は114ページになります。ここにつきましても、健やか長寿券につきましては、引き続き実施をするということで、「閉じこもりがちな高齢者の外出支援の一助としていま

す。」ということで、まとめております。

その下の養護老人保護措置費は、老人ホームひさご荘の完成に伴い減額となっています。ということは、建設費にかかる負担分が減っておりますので減額となっております。 「シルバー人材センター事業費は、軽ダンプ車の更新、またいきがいセンター管理費は、エアコン設備の改修により、それぞれ一部増額となっております。」ということで、とりまとめております。

5目、国民年金事務費については、ここで掲げておるとおりでございます。

2項、児童福祉総務費。ここに書いておりますのは、私立保育所の運営に関する経費と、町立保育所について民営化の経費を見込むほか、としておりまして、放課後児童健全育成事業などの子育て支援のための経費を計上しております。

また、児童のための手当、現行子ども手当、先程も触れましたが現行子ども手当は、「予算編成時の情報に基づき、中学生までの対象とした給付費を計上して」というところがございます。保育所運営費の算定については、年間所要額を見込んで計上しております。昨年度は定員ベースによる算出であったということで、ここにも記載をしております。

小串保育所につきましては、25年4月1日からの民営化、社会福祉法人への委譲を予定をしておいて、それを図る為に委譲法人選考委員会の開催経費などを計上しておるところでございます。

子育て支援の新規事業と致しましては、出生から3歳到達までの乳幼児を対象とした、おむつ処分用のごみ袋の無償配布を開始することとしております。また、そのための経費を計上しておるところでございます。対象者数につきましては、新生児から3歳到達までの390人と見込んでおりまして、予算措置をしておるところでございます。120ページ、121ページ。

4款、衛生費5億5,727万6千円、1,118万5千円の増加となっております。4款、衛生費の下は、4款にかかる説明をしております、その下の1項、保健衛生費のところに進みたいと思います。主なものとして、計上しておるところでございます。

2目、予防費につきましては、「予防接種事業費は、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン接種に要する費用の全額を助成することにより、保護者の経済的負担を軽減するとともに、子宮頸がん等の発

病または重症化の予防を図るための経費を計上しております。」としております。

子宮頸がん予防事業費は、23年度から実施をしております。接種費用対象者、事業規模の内容を計上しております。対象者につきましては、例年ベースは中学1年生で24年度から本格実施というかたち。23年度も実施はしてきておるわけですが、ワクチンの不足等について未接種があるため、経過措置として、その分、予算措置をしておるところでございます。事業規模については、下に掲げておるとおりで、県の補助も見込んでおるところでございます。

5目、環境衛生費、3項、公害対策費の1目、公害対策費については、昨年とあまり変わっておりませんので、先に進ませていただきとうございます。予算書126ページ、127ページになろうかと思えます。

5款、労働費549万5千円、4,328万円の減少でございます。これにつきましては、県の補助金のところでも触れましたが、労働費は県の緊急雇用創出臨時特例基金事業が、事業期間満了により、一部重点事業を除いて廃止されたことにより、緊急雇用創出臨時特例基金事業が大幅な減となっております。県の補助金を受けての事業が大幅な減少となっておりますことが、減少の主なものでございます。

24年度は新規事業として取り組みますスポーツ交流人口拡大確立支援事業費483万円のみとなっております。この、のみと言いますのは先程、緊急雇用創出の分が、この「のみ」となっております。128、129ページ。

議 長 ここでしばらく休憩致します。

(…休 憩…)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 引き続き、企画財政課長。

企画財政課長 それでは説明を、続きをさせていただきます。

予算書128ページ、129ページ。

6款、農林水産業費でございます。2億9,943万2千円でありまして、前年度比は862万2千円の増加となっております。

1 項、農業費でございます。ここでは説明書の方では、考え方、組み立て方を掲げておりまして、お目通しをいただければと思います。

特徴的なものとしては、3 目、農業振興費に移りますが、「鳥獣被害対策は猟友会へのイノシシの捕獲報償金、防護策設置等への補助に要する経費を計上しています。」としておるところです。

イノシシ緊急特別対策事業 7 8 2 万 3 千円を掲げております。予算書では 1 3 1 ページになります。長崎鳥獣被害総合防止対策事業を活用したイノシシ緊急特別対策事業に加え、鳥獣被害防止対策協議会経由で地域でのワイヤーメッシュ柵設置等への補助 5 0 0 万円、5 キロ分を見込み計上としておるところでございます。

主な事業の内訳は次のとおりとしておりまして、ワイヤーメッシュの柵設置の 5 キロ分、イノシシ捕獲報償金 5 5 0 頭分、その下には中山間地域等直接支払交付金の 1 1 集落の分、大村市選果場建設事業費補助として関係市町が補助を出すものの、本町負担分を見込み計上しておるところでございます。これが 3 目、農業振興費の主なものでございます。

4 目、畜産業費につきましては、昨年に引き続いての施策展開となっております。

5 目、農地費でございます。説明書では、その下のところにあります。1 2 ページの下のところでございます。

農地基盤整備事業における県営事業である五反田地区の基盤整備事業及び基幹農道川棚西部地区の地元負担金、一部県営事業であります農村災害対策整備事業ならびに麻生瀬堰土地改良維持管理適正化事業に要する経費が主なものとして計上しておるところでございます。その中で、農地管理費 5 1 0 万 8 千円は経営体育成基盤整備事業、五反田地区の農道舗装、ならびに換地業務一式を予定しておるところでございます。これにつきましては、地元負担金を計上しておるところでございます。

続きまして、県単独緊急地すべり等保全事業としまして、西小串地区で調査ボーリングが行われますので、その地元負担金として必要額を見込み計上しておるところでございます。

農道新設改良事業費 4, 1 2 2 万 5 千円につきましては、経営体育成基盤整備事業、基幹農道川棚西部の分でございますが、県営事業地元負担金を見込み

計上しておるところでございます。用地測量、用地購入費、一部工事費等でございます。

次の道水路維持補修費 9 2 3 万円の分につきましては、農道白石平線水路蓋掛工事、農道中ノ屋敷線側溝改修工事、農道タル谷線越流改修工事、農道深浦 3 番線他 1 線舗装改修工事、農道上辻線路側舗装改修工事等を予定しております。

農村災害対策整備事業につきましては、2, 5 3 4 万 1 千円と見込んでおりました、県営事業の地元負担金 2 5 % に当たるもの、または団体営事業につきましては実施設計等に当たるものでございまして、それぞれ事業の内容を予定しておるところでございます。

2 項、林業費、予算書 1 3 2 ページでございます。林業費では 3 行目になりますが、「東彼杵郡森林組合が作業用機械フォワーダーを 2 3 年度事業として導入する予定でありましたが、事業見送りとなったことにより、その所要額を計上しております。」ということで、事業費総額、県補助があつて残りの 4 分の 1 を負担し合うというかたちで、見込み計上としております。

3 項、水産業費に移ります。予算書は 1 3 4 ページ、1 3 5 ページ。水産費は、漁村の環境整備を図るため、三越地区漁村再生交付金事業に要する経費の他、川棚漁協等が取り組む栽培漁業等の各種事業に要する経費を計上しています。主なものとしましては、漁村再生交付金事業費 8, 2 2 7 万 3 千円、これにつきましては、三越地区漁港施設整備事業としまして、調査、測量、設計業務でございます。漁場整備事業としまして、ナマコ種苗放流を予定しておるところでございます。1 3 6 ページ、1 3 7 ページ。

7 款、商工費でございます。1 億 4, 1 8 0 万 8 千円、前年度比 1 億 9, 1 6 5 万 5 千円の減少でございます。

1 項、商工費、2 目の商工業振興費につきましては、昨年と引き続きの事業等の規模となっております。

3 目、観光費につきましては、夏まつり、くじゃく祭り等の観光振興事業に要する経費の他、観光問題に関する調査委託業務、町有観光施設の管理運営にかかる経費を計上しております。その中では、大崎公園整備事業費としまして、くじゃく園の各所改修工事、バッテリーカー場舗装改修工事を予定しておるところでございます。大崎温泉管理費につきましては、しおさいの湯膜処理浄化

槽膜交換工事、水井戸ポンプ引き上げ及び揚水管洗浄工事等を予定しておるところでございます。国民宿舍管理費につきましては、くじゃく荘4階客室空調設備取替工事、くじゃく荘内部改修工事等を予定しておるところでございます。

8款、土木費は、予算書140ページ、141ページでございます。5億4,225万8千円の計上でありまして、5,534万3千円の増加でございます。

2項、道路橋梁費におきましては、道路維持費と致しまして町道白石大平線歩道補修工事、続きまして町道宿平島線側溝整備工事、町道宿山道線路肩補強工事、町道数石旭ヶ丘線路肩舗装補修工事、それぞれ箇所と業務量、事業量を掲げております。主なものとして記載をしております。

安全施設整備費につきましては、町道堂神酒線外5路線のガードレールとカーブミラーの設置を図ります他、町道区画線の引き直し補修などを見込んでおるところです。緊急性、必要性の高い箇所から実施するよう予定しておるところでございます。

3目、道路新設改良費、ここにつきましては下に掲げておりまして、測量設計委託関係と致しましては、町道三越線県道取付測量設計業務、県道大崎公園線と町道との取付の関係でございます。町道城山線測量業務、上百津地区ですね、ここには下に箇所を書いております。それぞれ事業量も記載しておるところでございます。改良工事は、町道重線拡幅工事、合わせて町道岩立線拡幅工事でございます。これは前年度工事の継続となるところでございます。

事業費負担金関係につきましては、県道大崎公園線の事業費の15%を見込み計上としておるところでございます。24、25年度で道路拡幅工事が予定をされておるということでございます。

社会資本整備総合交付金事業費につきましては、町道東臨港線改良工事の200m、町道中小串線改良工事の390m分を計上しているということです。これは工事の延長ということで、Lは記載をしておるところでございます。

4目、橋梁維持費は、維持管理に要する経常的経費の他、としておりまして、麻生瀬橋の長寿命化修繕工事にかかる調査費を、この社会資本整備総合交付金事業として計上しておるところでございます。

3項、河川海岸費につきましては、3目の3行目になりますが、3目、河川維持費は中田川の護岸補強工事1件の他の分を見込み計上としておるところでございます。

4項、港湾費に移ります。2目、港湾建設費でございまして、予算書は港湾建設費144ページに移っております。県営事業の川棚港改修事業にかかる臨港道路整備工事、平島地区の航路標識灯設置工事と白石地区棧橋補修工事に伴う事業負担金を見込み計上としておるところでございます。その内容については、次のページ、説明書の16ページですね。川棚港改修事業臨港道路地元負担金、舗装工事に伴うもの、川棚港の効果促進事業、平島地区航路標識灯にかかるもの、川棚港改修事業、これは白石港も、このグループに入っております、川棚港改修事業として位置づけてあるところでございます。それぞれ事業費の負担割合において見込み計上としておるところでございます。

5項、都市計画費につきましても、維持管理的なものに加えて、2行目に書いておりますが、城山公園の女子トイレ改修工事を予定しております、あとは公共下水道特別会計の繰り出しの経費を計上しておるところでございます。これにつきましても、予算書、先に進んでおります。

6項、住宅費、予算書は146ページに移っております。住宅費におきましては、町営住宅の326戸の維持管理に要する経費の他、社会資本整備総合交付金事業におきましては、山道ノ前団地屋上防水工事を予定しており、その他の補修の経費と合わせて計上しておるところでございます。

9款、消防費は、予算書の148ページ、149ページでございます。2億2,470万7千円、495万1千円の増加でございます。

1項、消防費と致しましては、消防ポンプ車更新に要する経費の他、広域常備消防の負担金及び非常備消防に要する経費などを計上しておるところでございます。主なものと致しましては、広域常備消防の負担金1億6,493万8千円と、第7分団が長崎県消防ポンプ操法大会に出場します経費として、見込み計上457万円をしております。予算書152ページ、153ページ。

10款、教育費でございます。3億6,636万7千円、1,625万7千円の増加でございまして、1項は昨年と引き続く所要の経費としておるところでございます。

2目、事務局費につきましても、24年度の新規事業と致しましては、説明書の16ページの一番下でございます。24年度から新規事業として、小中学校に在籍している発達障害や不登校児の児童生徒に対して、適正な指導を行うことを目的として、臨床心理士を活用した学校活性化事業を開始するものであ

りまして、そのための経費60万円を計上しておるところでございます。

2項、小学校費につきましては、昨年に引き続き経費以外は、3行目になります。また、12年度に作成してから10年以上経過したため、内容が現在の町内情勢にそぐわなくなった社会科副読本「わたしたちの川棚町」を全面改訂するための経費246万円を計上しておるところでございます。

その下、2つ項目があつて、4目、施設整備費としております。予算書156ページ、157ページに移っております。

4目、施設整備費において、川棚小学校運動場の排水対策を図るため、川棚小学校運動場改修工事を予定しておりまして、それにかかる経費2,500万円を見込み計上しておるところでございます。

3項、中学校費、これにつきましては3行目になりますが、教科書改訂に対応して、指導書及び教師用教科書等を購入するための経費に加えまして、老朽化が著しい生徒用の机、椅子を新規格の教科書に対応した大きさの物に更新するため、その経費として合わせて681万8千円を見込み計上しておるところでございます。

説明書の一番下、17ページの一番下のところでございますが、2目、公民館費、これは予算書では158ページ、159ページでございます。

2目、公民館費は、中央公民館の維持管理に要する経費を計上しておりまして、それ以外には地区公民館建設費としまして、西白石公民館改修に伴う2分の1の補助制度所要額を計上しておるところでございます。

3目、公会堂費でございます。予算書はその下のところでございますが、3目、公会堂費は公会堂の維持管理に要する経費を計上しております。公会堂前駐車場の改修工事を計画しており、それにかかる経費を計上しています。面積は1,320㎡を予定しておりまして、400万円の見込み計上となっております。予算書164ページ、165ページ。

11款、災害復旧費でございます。116万1千円、48万2千円の増加でございますが、一年度を通じての災害が発生した時に、緊急に対応するための名目予算等を計上しておりまして、増額につきましては、調査測量をすぐにも取り掛からなければならない状況があるため、その分の増額はしておりますが、名目予算として災害がないことを祈っておるところでございます。

12款、公債費7億4,318万5千円、2,804万5千円の減少でございます。

ます。公債費の状況につきましてはですね、新規起債の抑制に努めてきておりまして、年々償還額が減少してきており、町債残高も減少して好転してきているとまとめておるところでございます。168ページ、169ページ。

13款、諸支出金、これは10万円で前年度同額となっておりますところでございます。

14款に移ります。予備費でございます。170、171ページ。この予備費につきましても例年と同額の、同様の金額2,000万円の計上としておるところでございます。予算書172ページから177ページまで給与費明細書、その後は地方債に関します調書、179ページには債務負担行為に関する調書を掲載しております。この説明は省略させていただき、先に進みたいと思いますが、ここで6ページ、7ページまで戻っていただいて、債務負担行為と地方債に関して若干、第2表と第3表に触れたいと思います。

第2表、債務負担行為につきましては、今後発生する可能性があるものとしまして、川棚町中小企業振興資金を川棚町が指定する金融機関から、町内中小企業者が借り入れるにあたり、長崎県信用保証協会の債務保証について町が損失補償をすることという事項を掲げしております。これは、ここ何年かは発生しておりませんし、今後も発生しないことを祈っておりますが、状況の事情の発生により、これに対応すべきということで債務負担行為を行うものがございます。

第3表、地方債につきましては、起債の目的と致しまして事業を掲げております。後は限度額としまして予算の額と合わせておるところでございます。

説明書の方に戻りますが、以上が歳入歳出の各款ごとの状況であります、歳入の特徴としましてというかたちで19ページから掲げております。

一つとしまして、町税収入においては、税制改正により個人町民税、町たばこ税において増収と見込んでいますが、全体では伸び悩みとなっております。

二つ目としまして、国土交通省所管の国庫支出金をはじめ、東日本大震災対応の影響が見込まれ、不確定要素が含まれていることということで捉えております。

三つ目としまして、地方交付税についても東日本大震災対応の影響が見込まれるとともに、算定方法の変更や単位費用の制度改正が予定され、確実な収入額を見込むことが困難であること。

四番目として、児童のための手当、先程触れましたが、名称は変わるかも知

れませんが、国、県の負担金については制度改正を見込み、前年度に比べ減額計上となっています。

五つ目としましては、「町税の伸び悩みや、国県支出金、地方交付税などの歳入の見込みが十分でないことから、各種基金を取り崩しての編成となっています。歳入の確実な確保のため、収納率の向上に努める必要があります。」ということ。

6番目としましては、「国会運営が不透明な状況を受け、各種の予算関連法案等の動向も流動的であり、今後の動向に注視する必要があります。」とまとめております。

また、歳出における特徴と致しましては、一つ目として、13節、委託料では電算開発費、雇用創出費において減少となったものの、農村災害対策整備事業、団体営分でございますが、漁村再生交付金事業、三越漁港分などにより前年度比増加となっておりますところでございます。

2、大きく占める19節、負担金補助及び交付金で特徴的なものと致しましては、臨時的、23年度限りに支出した老人福祉ひさご荘の分ですね、農業振興費、イノシシ対策が減額となっており、経常的なものである児童措置費、保育所運営費の分でございます。し尿処理費、福祉組合への負担でございますが、その分が増額となっておりますところでございます。

三つ目と致しまして、20節、扶助費では児童のための手当について、24年1月現在の国の情報を基に所要額を計上しています。子ども手当に比べ所要額は減少していますが、地方、県と町ですが、地方の負担率が上昇し、負担額が増加となっていることが特徴的なものでございます。

四つ目としまして、歳出面で社会保障経費の上昇による義務的経費の増加や、設備、施設の更新時期を迎え、その対応経費の増加となっています。これは傾向としてあるんじゃないかというふうに分析をしております。

五つ目としまして、予算の執行については、自治法で定めております最小の経費で、最大の効果を上げる努力をすべきですということ、改めてまとめておるところでございますが、以上のような状況となっており、厳しい予算編成となっています。この捉え方につきましては、私の段階での捉え方でございますので、その点お含みをいただきとうございますが、近年の予算の傾向として、社会保障費の増加にかかる町負担の増加、町民並びに生活弱者の方々に対する

民生費の義務的経費、給付費及び扶助費でございますが、増加傾向となっております。また、児童手当から子ども手当制度への変遷をはじめ、国の補正予算の編成や度重なる制度改正などにより、歳入歳出の流動性が高まるなど、安定的な財政運営が厳しくなっています。

一括交付金、これは地域自主戦略交付金と言いますが、この導入につきましては市町村、これは政令指定都市が24年度から実施されることを書いております。市町村への導入を25年度からと予定されています。本制度の課題や問題点については、長崎県町村会でも論議をされておりました、地方の立場としての政府や省庁に対し、要望、意見が届くよう努めていかなければというまとめをしているところでございます。

歳出の節のうち、28節の区分がありますが、その節のうち前年度比較の増減の特徴的な状況としまして、節と事業名、24年度、23年度比較というかたちで記載をさせていただいております。事業の動きとして、特徴的なものとして掲げておりますので、参考としていただければと思っております。それは21ページまで続いております。続きまして、22ページ最後のページでございます。

24年度主要事業としまして、事業を掲載しております。あと繰越事業の主なもの、また県営事業の主なものとしての記載をしておりますので、参考にしていただければと思っております。

以上で、平成24年度川棚町一般会計予算の概要等に、駆け足の説明となりましたが、説明を終了させていただきます。よろしくご審議の上ご決定いただきますようお願い致します。

議 長 次に、健康推進課長。

健康推進課長 それでは議案第21号「平成24年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」について、ご説明を致します。

予算書は181ページからでございます。それと本日、お配りを致しております一般会計と同じような書式で作っておりますので、その分もご覧下さい。

平成24年度の予算につきましては、平成24年3月から平成25年2月までの診療が対象となります。厚生労働省から示されました予算編成方針に基づいて、算出を致しております。

第1条では、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億3,214

万3千円と定めると致しております。

第1項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分毎の金額は、第1表、歳入歳出予算によるとしております。

第2条です。一時借入金につきましては、5,000万円と定めるものでございます。歳入歳出の流用につきましては、第3条のとおり定めると致しております。それでは事項別明細書により、説明を致します。188ページをお開き下さい。

歳入でございます。本日、お配りしました説明書上段の文章につきましては、国民健康保険の現在の状況、それと23年12月議会におきまして税率改正を可決いただきましたので、その分で新税率によって現年度課税分を見込んでおります。歳入、1款の方からまいります。

1款、国民健康保険税3億4,318万円、5,162万6千円の増加でございます。これにつきましては、1項1目、一般被保険者国民健康保険税、退職被保険者等国民健康保険税、それぞれ新税率で保険料を算定を致しております。説明書の2ページの分をお開き下さい。なお、各税等の収納率等につきましては、この説明欄に記載を致しておるとおりでございます。予算書194ページをお願い致します。

2款、使用料及び手数料でございます。13万1千円と、前年度同額でございます。総務手数料ならびに督促手数料を計上しておるところでございます。予算書196ページですね。

3款、国庫支出金です。5億2,070万2千円を計上致しております。前年比5,421万1千円の増加でございます。

1目で療養給付費等負担金の現年度分につきましては、歳出での2款、保険給付費にかかる一般被保険者医療費給付等支出見込額、それと介護納付金分支出見込額、後期高齢者支援金支出見込額の補助対象費用の100分の32、前年度まで100分の34でございましたが、24年度で100分の32と改定をされております。それを見込んで計上を致しておるところでございます。

2目の高額医療費共同事業負担金につきましては、ここに記載をしておるとおりでございます。国が4分の1、県が4分の1ということで支援をするようになっております。その見込み額848万2千円を計上しておるところでございます。

3目、特定健康診査等負担金でございますが、これにつきましても3分の1の補助対象ということで、見込み計上を致しております。

2項、国庫補助金でございますが、1億4,742万8千円を計上致しております。1,434万7千円の増額でございます。これにつきましては、1目に記載しておりますが、保険給付費が伸びたことにより増額したものでございます。予算書198ページをお願いします。

4款、県支出金でございます。1億4,125万7千円で、前年度比6,087万8千円の増額でございます。これにつきましても国庫補助金と同様に医療給付費が伸びたことによる増加でもございます。

1目、高額医療費共同事業負担金につきましては、その拠出金にかかる4分の1を見込み計上を致しておるところでございます。

2目、特定健康診査等負担金につきましては、8款、保健事業費、1項の特定健康診査等事業費にかかる補助対象額の3分の1を見込み計上を致しております。

2項、県補助金につきましては、1億3,106万4千円で前年度比1,177万4千円の増額です。この分につきましては、1目に記載をしておりますが、保険給付費等にかかる対象額、これにつきましては前年度が100分の7でございましたが、国庫の負担金が100分の2減少しておりますので、この分で県の補助ということで、県の補助が100分の9に改められておるところでございます。その分で増額ということでございます。次のページをお願い致します。予算書は200ページになります。

5款、療養給付費交付金です。1億3,167万2千円で274万1千円の増加でございます。

1目に記載を致しておりますが、療養給付費交付金につきましては退職被保険者等にかかる療養給付費等に対して、支払基金から交付されるものでございます。その額を計上しておるところでございます。予算書202ページ。

6款、前期高齢者交付金です。3億6,782万9千円で、前年度比5,174万1千円の減少です。

1目に記載しておりますが、前期高齢者交付金につきましては、65歳以上、74歳以下の保険加入率による保険者間での財政均衡を図る目的で交付されるものでございます。24年度概算交付予定額に基づき計上をしておる分でございます。

います。予算書204ページになります。

7款、共同事業交付金です。2億1,631万1千円で、前年度比63万1千円の増額でございます。高額医療共同事業交付金でございますが、一般被保険者にかかる高額療養費の発生による保険者間の財政運営の不安定を緩和するための事業でございます。拠出金を納付し、高額な医療費が発生したときに交付されるものでございます。その見込み額を計上している分でございます。206ページ。

8款、財産収入です。17万2千円で、前年度比39万1千円の減少でございます。ここには利子及び配当金につきまして、基金利子につきましては全額を積み立てるということに致しておりますが、財政調整基金の取り崩しによりまして減額をしておるものでございます。予算書208、209ページでございます。

9款、繰入金です。9,043万1千円で前年度比6,228万5千円の減少ということです。これにつきましては1目、一般会計繰入金につきましては、歳出の3款、民生費のところ記載をしておるところでございます。保険税減税の対象となった一般被保険者数に応じて平均保険税の一定の割合を負担するという事になっております。保険基盤安定繰入金については、ここに記載をしておるところでございます。

一般会計歳出で、国民健康保険事業に関するもので助産費等繰入金と職員給与費、それから財政安定化支援にかかる分については以下のとおりでございます。次のページをお願い致します。

2項の基金繰入金です。2千万円で前年度比6,000万円の減少と致しております。財政調整基金繰入金につきましては、財政調整基金2,000万円を取り崩すことで予算を編成致しております。保険税の税率改正を致しましたので、6,000万円を減少しておるところでございます。予算書次のページ21ページです。

10款、繰越金です。2,000万1千円で、前年度同額を見込み計上致しております。次のページ。

11款、諸収入でございます。212ページですね。45万7千円を計上し、25万円の減少でございます。

1目、一般被保険者延滞金から、5目の過料につきましては、前年度同額を

計上しておるところです。

3項の雑入でございます。これも同じように1目から5目までについては、前年度同額を見込み計上致しておるところでございます。

6目、雑入につきましては、老人保健拠出金の精算が、平成23年度末で終了したことから減額をして計上しておるところでございます。

議 長 ここで、しばらく休憩を致します。

(…休 憩…)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 それでは引き続き健康推進課長。

健康推進課長 予算書は216ページになります。資料につきましては4ページの後段の方です。

1款、総務費660万9千円、192万円の減少でございます。

1目につきましては、一般管理費で職員の研修会旅費、それから国保新聞の購読料を計上をしております。一般事務費につきましては、納税通知書、それから被保険者証等の印刷、郵送料、それから共同電算処理手数料等を計上しておるところでございます。資料の次のページ、5ページです。

2目につきましては、第三者行為救済事務共同処理手数料をそれぞれ計上しておるところでございます。

2項、徴税費29万7千円、3万7千円の増額です。これにつきましては1目、賦課徴収費につきましては、国保税の賦課徴収にかかる経費を計上しておるところでございます。町外徴収にかかる旅費、それから口座振替手数料等が主なものでございます。

2目、滞納処分費につきましては、前年度同額で計上をしております。

3目、収納特別対策徴収事業費につきましては、収納率向上にかかる研修会等旅費、収納対策にかかる経費等を計上しておるところでございます。

3項、運営協議会費です。これにつきましては、国民健康保険運営協議会会長の研修旅費を計上しております。

4項の趣旨普及費でございます。これにつきましては、毎年、保険証の更新がございます。これにつきましては、この折に国保制度の周知用のパンフレッ

トを作成をし、その分を計上をしております。予算書218ページをお願いします。

5項の医療費適正化特別対策事業費でございます。204万5千円、201万1千円の減少でございます。これにつきましては1目、医療費適正化特別対策事業につきましては、重複または多受診者にかかる指導等、それから医療費適正化を推進するための経費を計上しておるところでございます。それと年間6回の医療費通知、年3回のジェネリック医薬品使用勧奨通知にかかる通信運搬費、それからレセプト点検事務共同手数料等を計上しておるところでございます。なお、201万1千円の減額の分でございますが、レセプト点検員を雇用して適正化事業を進めておりましたが、その事業をすべて国保連合会へ委託をすることにしております。そのことによって専門職、委託した方と専門職の確保が困難なために訪問指導、看護師等の賃金の減による減額が主なものでございます。予算書220ページをお開き下さい。

2款、保険給付費です。12億5,234万4千円、前年度比3,339万1千円の増加でございます。この保険給付費につきましては、予算全体の68.4%を占めるということになっております。

1項の療養諸費ですね。11億1,196万円で前年度比3,187万円の増加でございます。ここに記載をしております1目から6目まででございますが、いずれも3カ年の実績ならびに見込みで計上をしておるところでございます。資料につきましては6ページになります。

2項、高額療養費です。1億3,220万円で前年度比100万円の減少でございます。

1目、一般被保険者高額療養費につきましては、1億2,000万円で500万円の増加、2目、退職被保険者等高額療養費につきましては、600万円の減少ということで、いずれも国保3カ年の実績ならびに見込み等で推計をし、計上しておるところでございます。

3目、4目につきましては、ここに記載のとおり前年度同額ということで計上を致しておるところでございます。予算書222ページ。

3項の移送費でございます。前年度同額で2万円を計上致しております。これにつきましては、一般被保険者ならびに退職被保険者等にかかる病院間等の移送にかかる経費でございますが、名目で計上しておる分でございます。

4項、出産育児諸費でございます。756万4千円で、前年度比252万1千円の増加でございます。これにつきましては、1目、出産育児一時金でございますが、42万円の18件分を見込み計上を致しております。ちなみに前年度が12件で予算計上をしておった分でございます。

2目につきましては、その支払手数料ということで210円の18件を見込み計上しておるものです。

5項、葬祭諸費でございます。60万円は前年度と同額の30件分を見込み計上しております。次のページをお願い致します。

3款、後期高齢者支援金等でございます。1億9,901万2千円、前年度比1,559万円の増加でございます。

1目につきましては、平成24年度概算額として、厚労省の試算により見込み計上をしております。

2目につきましては、拠出金として見込み計上をしておる分でございます。次のページ。

4款、前期高齢者納付金等でございます。23万5千円、前年度比29万8千円の減少でございます。

1目、前期高齢者納付金につきましては、24年度概算額として厚労省の試算により見込み計上しておるものでございます。

2目につきましては、事務費として拠出する費用額を見込み計上しております。228ページ。

5款、老人保健拠出金でございます。老人保健拠出金2万円の計上で、前年度比2千円の減少でございます。

1目、老人保健医療費拠出金につきましては、平成20年3月までの老人保健医療費精算額に伴う追加納付分として、名目で計上をしておる分でございます。資料の7ページ。

老人保健事務費拠出金についても、見込み計上をしておる分でございます。予算書230ページ。

6款、共同事業拠出金でございます。2億2,769万7千円で、66万3千円の増加です。この分につきましては、1目、高額医療費共同事業拠出金につきましては、3カ年の医療費の動向により見込み計上をしておる分でございます。

2目、保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、平成18年10月から実施されたものでございまして、概算額の通知により計上をしておる分でございます。232ページ。

7款、介護納付金をお開き下さい。8,878万円で前年度比602万円の増加でございます。

1目、介護納付金につきましては、支払基金から提示されました試算により見込み計上をしておるものでございます。234ページ。

8款、保健事業費でございます。1,706万9千円で前年度比107万2千円の増加です。

1項につきましては、特定健康診査等事業費でございまして、前年度比26万3千円の増額を致しております。

1目につきましては、特定健康診査にかかる保健指導に伴う在宅保健師雇上げ賃金、それから受診券発送による通信運搬費と特定検診にかかる委託料等を計上しておる分でございます。集団検診につきましては、100人、個別検診では400人を予定で予算を計上を致しております。

2項の保健事業費でございます。保健事業費は718万1千円で、前年度比80万9千円の増加で見込みを立てております。各種がん検診の委託料、脳ドック、子宮がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診ということで、それぞれの見込みで計上を致しております。

2目、あんま、鍼、灸施術費は、受診者の減等により、前年度から減額して見込み計上致しております。

3目、保健事業特別対策事業費につきましては、特定検診の受診率向上に向けた経費ということで、110万7千円を増額計上して予算計上致しております。これにつきましては、受診啓発用ののぼり旗の作成、それから特定検診情報提供委託料の導入ということで、次のページに記載を致しております。医療機関等で受診している国民健康保険特定検診対象者の情報につきましては、被保険者の同意を得てから医療機関から保険者である町へ情報提供していただく、その費用を新規に計上をしておる分でございます。これにつきましては、医療機関で受診されている方も、特定健康診査の対象者ということになります。しかし、医療機関で受診しているからと、いわゆる医療として受診しているからということでの特定検診の受診が、かなり少ないということで、この分を作っ

ておる分でございます。なお、この件につきましては、東彼三町で郡の医師会の方と協議は済んでおるところでございます。予算書の236ページをお願いします。

9款、基金積立金です。17万2千円で、前年度比39万1千円の減少でございます。これにつきましては、財政調整基金等から生じた利子を全額積み立てるものですが、基金の取り崩し等によりまして、減額し計上をしておる分でございます。次のページ。

10款、公債費、これにつきましては、前年度同額で名目計上をしておる分でございます。次に240ページ。

11款、諸支出金でございます。この分につきましても前年度同額ということで、1目、一般被保険者保険税還付金、同2目の退職被保険者にかかる分についても保険税の還付が生じた場合に還付金ということで発生しますので、見込み計上をしておる分でございます。

2項、延滞金、3項、繰出金につきましては、前年度同額で見込み計上をしておる分でございます。242ページ。

予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより計上しておる分でございます。

以上で、平成24年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算について説明を終わらせていただきます。ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

議 長 引き続き、後期高齢者医療会計についての説明をお願いします。

健康推進課長 川棚町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明を致します。

議案第22号ということになります。予算書は245ページからです。説明書につきましては、国保特別会計の後の方に一緒に綴っておりますので、そちらの方もよろしくお願い致します。

第1条では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億4,495万7千円と定めるとしております。

第2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第2表、歳入歳出予算によるとしております。なお、平成24年度川棚町後期高齢者医療特別会計につきましては、長崎県後期高齢者医療広域連合の資料に基づいて、予算編成をしておるところでございます。それでは事項別明細書で説明致しま

す。252ページをお開き下さい。資料によって説明させていただきます。文書の一番最後の後段のところでございます。

平成24年度川棚町後期高齢者医療特別会計の予算額は、前年度当初予算と比較致しまして1,043万円増の1億4,495万円と見込んでおります。

1款、後期高齢者医療保険料でございます。保険につきましては1億68万4千円で、前年度比865万2千円の増加でございます。

1項1目の分につきましては、1項1目、保険料、特別徴収の保険料ならびに2目の普通徴収の保険料それぞれでございますが、広域連合試算による保険料を計上しておる分でございます。なお、860万円増額となっておりますが、これにつきましては後期高齢者医療広域連合の保険料率の改定が行われることになりました。これによって24年、25年度、2カ年度分ということでの特定期間が決定をされ、増額ということになっております。予算書254ページをお願い致します。

2款、使用料及び手数料につきましては、前年度同額の1万1千円ということで、証明手数料ならびに督促手数料ということで見込み計上をしておる分でございます。256ページです。

3款、繰入金でございます。4,405万4千円で前年度比176万3千円の増額でございます。

1項1目の事務費繰入金、2目の保険基盤安定繰入金につきましては、広域連合試算により見込み計上をしておる分でございます。

4款、繰越金です。前年度同額で見込み計上を致しております。260ページ。

5款、諸収入でございます。20万7千円で1万8千円の増額です。

2項の償還金及び還付加算金につきましては、1万8千円の増額ということで、1目、保険料還付金につきましては、過年度分保険料還付金ということで、20万3千円を計上しておる分でございます。

3項、雑入につきましては、1目、2目とも前年度同額で見込み計上をしておる分でございます。

次に、歳出です。予算書262ページ。

1款、総務費264万1千円、前年度比108万円の減少です。

1項の総務管理費、1目、一般管理費につきましては、後期高齢者医療にか

かる事務費または検診費用等を計上をしておるところでございます。なお、委託料における町電算システムの保守料が不要になったために107万4千円を減少しておるところでございます。

2目につきましては、後期高齢者保険料の徴収にかかる口座振替手数料、年金からの特別徴収にかかる経由機関業務のシステム分担金を計上しておる分でございます。264ページ。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金1億4,210万9千円、1,149万5千円の増額でございます。これにつきましては、後期高齢者医療広域連合の試算により計上しておるものでございます。266ページになります。

3款、諸支出金20万3千円で1万8千円の増加でございます。償還金及び還付加算金の分で、保険料の償還金につきましては広域連合試算によりまして、賦課見込み額の0.2%を乗じた額を見込み計上しておるものでございます。最後268ページ。

4款、予備費は前年度同額の4千円を計上しておるものでございます。

以上、簡単ですが平成24年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算について説明を終わらせていただきます。ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

議 長 それでは引き続き、川棚町介護保険事業特別会計予算について説明をお願い致します。

健康推進課長 議案第23号「平成24年度川棚町介護保険事業特別会計予算」について、ご説明を致します。予算書は271ページでございます。説明書につきましては、後期高齢の後の方に記載を致しております。

第1条では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ11億525万1千円と定めると致しております。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によると致しております。

第2条では、地方自治法の規定による債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為によると致しております。

それでは、歳入から説明致します。278ページ、279ページをお開き下さい。資料の12ページになろうかと思えます。文章につきましては、後でお目通しをいただきたいと思えます。歳入については、前段の方、保険給付費に

については自然増を含めた全体的な給付費の伸びとなっておるところでございます。278ページ。

1款、保険料でございます。2億566万1千円、1,298万4千円の増加でございます。

1目の第1号被保険者保険料につきましては、高齢者の人口の伸び等を勘案を致しまして、平成23年度収入見込み額から1,298万4千円の増額を見込んで計上を致しております。なお、収納率等につきましては、横の方に記載をしておる分でございます。特別徴収は年金からの徴収でございますので、収納率100%ということでございます。次のページ。

2款、使用料及び手数料です。説明書は13ページになろうかと思えます。2万5千円で、前年度同額ということで1目、督促手数料につきましては前年度同額を見込み計上しておる分でございます。282ページ。

3款、国庫支出金でございます。2億6,642万1千円で1,031万円の増加となっております。

1目の介護給付費負担金につきましては、施設以外分が20%、施設分が15%と、それぞれ定められた割合で計上しておる分でございます。

2項の国庫補助金でございますが、7,513万1千円で263万1千円の増加でございます。これにつきましては標準給付費の6.3%を見込み計上をしておる分でございます。

2目、地域支援事業交付金につきましては、介護予防事業費が25%、包括的支援事業、任意事業40%とそれぞれ定められた割合で計上しておる分でございます。予算書284ページ。

4款の支払基金交付金でございます。3億596万4千円で、97万6千円の増加でございます。

1目、介護給付費交付金につきましては、第二号被保険者、40歳から64歳の保険料にかかる交付率29%を見込み計上しておる分でございます。

2目の地域支援事業支援交付金につきましては、介護予防事業費にかかる交付率29%を見込み計上しておる分でございます。

5款、県支出金でございます。1億6,025万5千円、前年度比1,122万5千円の増加でございます。

1目、介護給付費負担金につきましては、施設以外分12.5%、施設分1

7. 5%とそれぞれ定められた割合で計上をしておる分でございます。

2項、県補助金459万2千円、10万4千円の増加でございます。

1目につきましては、介護予防事業費の12.5%、包括的支援、任意事業につきましては20%ということで、それぞれ計上をしておる分でございます。

2目、介護保険低所得者対策事業費補助金につきましては、対象事業費の5万円の4分の3を名目計上をしておる分でございます。

3項、財政調整交付金につきましては、635万3千円で前年度比635万2千円の増額ということで、これにつきましては第5期の計画の保険料の軽減を図るために交付されるものでございます。県からの内示額を計上しておる分でございます。次のページをお願いします。

財産収入につきましては、前年度同額で名目計上でございます。290ページ。

寄附金につきましても、前年度同額で名目計上でございます。

8款、繰入金1億6,021万1千円で127万3千円の増加です。

1項1目の介護給付費繰入金につきましては、標準給付費の12.5%を見込み計上を致しております。

2目につきましては、介護予防事業費の12.5%、包括的支援事業につきましては、20%とそれぞれ定められました割合で計上をしておる分でございます。

3目、その他繰入金につきましては、介護保険事業費等に要する経費を、それぞれ見込み計上をしておる分でございます。

2項、基金繰入金でございます。前年度比249万2千円の減少ということになっております。

1目については、前年度同額で名目で計上を致しておりますが、その下の分に介護保険臨時特例基金繰入金につきましては、介護保険の第4期の計画における介護報酬の増額改定による保険料の上昇を緩和させる趣旨で交付されておりました基金でございます。平成23年度までにおきまして、全て取り崩しておるために廃目となり同額の減少ということになります。294ページをお願い致します。

繰入金につきましては、3千円で前年度と同額で見込み計上を致しております。資料の15ページになります。

10款、諸収入670万9千円で20万円の減少です。

1目、2目につきましては、前年度と同額で見込み計上をしておる分でございます。

3項1目、介護予防サービス費収入につきましては、要支援者にかかるサービス計画費の収入を、前年度実績見込みから減額をして見込み計上をしておる分でございます。歳出です。予算書298ページ。

1款、総務費からです。1,573万円で前年度比171万7千円の減少でございます。

1項1目、総務管理費につきましては、介護保険業務にかかる事務経費でございます。一般管理費と電算システム費を計上を致しております。平成23年度に第5期計画ということでの策定にかかる経費を計上を致しておりましたので、その費用の分ならびに町電算システムの改修による減少が主なものでございます。

2目、徴収費につきましては、第1号被保険者の保険料の賦課徴収にかかる経費を計上しておる分でございます。

3目、認定事業費につきましては、介護認定審査会を開催していただいておりますが、その分に要する経費を計上している分です。これにつきましては、東彼地区保健福祉組合における認定システムの改修にかかる負担金の増加、ならびにシステム回線に接続するために経費等を計上しておりまして、前年度比141万5千円の増加ということになります。300ページになります。

2款、保険給付費です。10億4,800万円、前年度比3,840万円の増加でございます。保険給付費の総額につきましては、国、県等の負担金、それから交付金の算出の基準給付費にあたるものでございます。

1目、介護サービス等諸費につきましては、要介護の認定を受けた受給者が受けるサービスでございます。それぞれ見込み計上をしておる分でございます。301ページ、1番の居宅介護サービス給付費から10番の特例居宅介護サービス計画給付費ということで、それぞれ記載をしておりますが、説明欄には、そのサービスにおけるものをそれぞれ記載を致しております。受給者が自宅等において受けるサービスが居宅介護サービスということになります。これにつきましては訪問介護とか通所介護等が該当する分でございます。説明書の16ページ、ここに2番から10番まで、それぞれサービス等の内容を記載を

致しております。予算書 302 ページでございます。

2 款、保険給付費の 2 目、介護予防サービス等諸費につきましては、要支援の認定を受けた受給者が受けるサービスを見込み計上しておる分でございます。説明欄記載のとおり 1 番、介護予防サービス給付費から、8 番の特例介護予防サービス計画給付費まで、それぞれ見込み計上をしておる分でございます。説明書の 16 ページの中程のところに記載をしておる分でございます。介護予防サービスについては、要支援の認定を受けた方々の受給者が、自宅等において受けるサービスということになります。それぞれのサービス内容について、ここに記載を致しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

3 目、その他諸費でございますが、介護給付費にかかる審査支払手数料を見込み計上しておる分でございます。説明書 17 ページになります。

4 目、高額介護サービス等費につきましては、基準以上の世帯自己負担にかかる補足給付として見込み計上をしておる分でございます。高額医療サービス費の施設以外分、高額介護の予防サービス費ということで、それぞれ記載を致しております。次のページをお願い致します。304 ページになります。

5 目、高額医療合算介護サービス等費につきましては、前年の 8 月から、本年の 7 月までということで、一年間の医療保険と介護保険の自己負担分の合算額、この額が高額になる場合に負担を軽減するために支給する制度でございます。概算見込みで計上を致しております。

6 目、特定入所者介護サービス等諸費につきましては、食費や居住費が自己負担化されたことによりまして、その低所得者に対する補足給付ということを、それぞれ見込み計上をしておる分でございます。次のページ 306 ページ。

3 款、財政安定化基金拠出金でございます。この分につきましては、前年度同額で名目計上を致しておるところでございます。308 ページ。

4 款、地域支援事業等費でございます。4,110 万 3 千円、前年度比 78 万 4 千円の増加です。

1 項 1 目の介護予防事業費は、要介護等認定者以外の高齢者に対して、介護予防の施策を行うための経費を計上を致しております。主なものとしまして、事業実施のための在宅看護師等の雇い上げ賃金、しおさいの湯を利用致しております水中筋力アップ事業、それから公民館で行います介護予防事業にかかる委託料、それに社会福祉協議会からの派遣職員にかかる人件費等に相当する負

担金等を計上致しておるところでございます。

2目、包括的支援事業、任意事業につきましては、地域包括支援センターの運営にかかる事業費ならびに包括事業として高齢者及び高齢者家族に対する各種支援事業にかかる経費を計上しておる分でございます。主なものにつきましては、在宅で介護されている家族の相談や、継続して訪問が必要な高齢者のための在宅看護師雇い上げ賃金、それから社会福祉協議会に委託をしております配食サービス委託料、包括支援システムの機器借り上げ料、それと平成11年度に購入をし、12年経過致しました公用車についてでございますが、エンジン等の不具合があり、買い換えるための経費を備品購入費に計上しておる分でございます。なお、システムの改修による委託料等について減少致しましたが、備品購入費等によりまして50万5千円の増額ということになっております。

2項、保健福祉事業費855万4千円で、前年度比5万8千円の増加です。これにつきましては、社会福祉協議会に委託をしております配食サービス事業にかかる委託料が主なものでございます。なお、全額を一般会計から繰り入れるものとしております。予算書310ページをお願い致します。

3項の指定介護予防支援事業費で713万8千円でございます。これにつきましては、指定介護予防支援事業所として活動経費を計上しておるものでございます。主な財源と致しまして、10款で説明を致しました諸収入の介護予防サービス費収入でございます。介護予防支援専門員の嘱託職員の雇い上げ賃金ならびに介護予防ケアプランの事業所への委託料、それから社会福祉協議会派遣職員の人件費相当分を負担をしておる分を計上しております。312ページをお願い致します。

5款、基金積立金です。これにつきましては、前年度同額で名目計上を致しております。

6款は廃款ということでしております。

7款、諸支出金6万6千円で、前年度同額でございます。

1項1目、2目、3目それぞれ前年度同額で名目計上しておる分でございます。2項についても、同様に前年度同額で名目計上をしておる分でございます。318ページ。

予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより計上をしておる分でございます。274ページをお開きいただきたいと思います。

第2表の債務負担行為の分でございます。地域包括支援システムということで、平成24年度から5年間のリースで予定を致しております。24年度分の賃借料につきましては、4款の包括的支援事業任意事業において計上を致しております。次年度以降について掲載を致しておる分でございます。期間は25年度から28年度までということで、限度額25、26、27年度それぞれ計上をしておる分でございます。

次にA3で、本日お配りを致しております平成24年度介護保険事業特別会計予算総括表というのを配布をさせていただいております。これにつきましては、先程、歳入歳出で説明を致しました上段が歳入、下段が歳出でございます。一番左側の数字が款、次が項、目ということになります。それぞれの項目毎の当初予算、それに対応する事務費対応分、給付費対応分ということで、それぞれ記載を致しておる分でございます。下の歳出のところ2款の左の方にずっといっていただくと、標準給付費額ということで、この額が標準として、あとはこの分により一番右側の率等によって、国支払基金、県、町が支出をするという状況になるものでございます。

以上で、説明を終わりますがご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

議 長 ここで、しばらく休憩を致します。

(…休 憩…)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、水道課長。

水道課長 それでは、議案第24号「平成24年度川棚町公共下水道事業会計予算」について、ご説明致します。予算書の321ページをお開き下さい。

平成24年度の公共下水道事業特別会計予算につきましては、第1条に記載しておりますように、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,805万8千円に定めようとするものですが、これは平成23年度当初予算と比較致しまして、23.5%の減額予算となっております。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分毎の金額は、第1表、歳入歳出予算のとおりですが、予算の内

容につきましては、事項別明細書でご説明致しますので、まず歳出の方から説明致しますので、342、343ページをお願い致します。

1款1項1目の一般管理費については、2,573万5千円を計上しております。前年度より517万5千円の減額でございます。

2節の給料から4節の共済費までは人件費が主なものでございます。その他13節、委託料及び14節、使用料及び賃借料では、下水道管の管理システム業務にかかる委託料及び賃借料が主なものでございます。

27節、公課費は、消費税及び地方消費税の確定申告納付予定分と、中間申告納付予定分を計上致しております。

2目の管渠管理費は1,283万1千円でございますが、主なものは11節の需用費では、マンホールポンプの電気や水道代の光熱水費が225万円、平島マンホールポンプナンバー1と2の修繕料でございます。

13節、委託料はマンホールポンプ14ヶ所の管理業務委託料でございます。

15節の工事請負費は管渠等の修理や舗装、補修工事を予定致しております。

3目の処理場管理費は、6,531万1千円でございますが、11節、需用費は薬品代等の消耗品費336万円と電気や水道等の光熱水費1,158万5千円等が主なものでございます。

13節、委託料の4,550万円は浄化センターの維持管理業務や汚泥処分にかかる委託料が主なものでございます。

4目の都市下水路管理費534万円ですが、11節、需用費につきましては、下組ポンプ場4号ポンプのポンプ整備の修繕料が主なものでございます。次のページをお願い致します。

13節の委託料120万円は、ポンプ場施設保守点検にかかる委託料でございます。

15節の工事請負費60万円は、成宇津都市下水路護岸補強工事を予定致しております。次のページをお願い致します。

2款1項1目、下水道建設費1億7,631万4千円ですが、管渠建設費と雨水建設費を計上致しております。

2節の給料から4節、共済費までは、職員3名分の人件費でございます。

13節、委託料は管渠建設費で、東小串の一部、西小串、惣津までの変更認可業務、また雨水建設費では栄町JR駅周辺の浸水対策に伴う家屋調査業務が

主なものでございます。

15節、工事請負費1億3,630万円は、管渠建設費で東小串地区における污水管渠とマンホールポンプ設置工事、雨水建設費で栄町JR周辺の浸水対策工事の分が主なものでございます。

22節、補償補填及び賠償金の400万円は、污水管渠工事に伴う水道管移設補償でございます。次のページをお願い致します。

3款1項1目、公債費の元金ですが、1億9,732万5千円の償還費を計上致しております。

2目の利子ですが、1億512万1千円を計上致しております。次のページをお願い致します。

4款1項1目の予備費ですが、8万円を計上しております。次の352ページから353ページまでは、給与明細書と起債の現在高見込み調書を計上しておりますので、説明は省略させていただきます。次に歳入についてご説明致します。328、329ページをお願い致します。

1款1項1目、建設費負担金ですが、下水道受益者負担金で1,025万円を見込み計上致しております。次のページをお願い致します。

2款1項1目の下水道使用料ですが、1億3,300万円を見込み計上致しております。

2項1目、総務手数料は49万9千円で、説明書記載のとおりでございます。次のページをお願い致します。

3款1項1目、下水道事業費国庫補助金7,350万円ですが、公共下水道事業補助金で事業費の50%の補助金でございます。次のページをお願い致します。

4款1項1目、一般会計繰入金3億280万円ですが、歳入の不足分を一般会計から繰り入れるものでございます。次のページをお願い致します。

5款1項1目、繰越金は1千円を名目計上致しております。次のページをお願い致します。

6款1項1目の延滞金加算金3千円と、2目、過料1千円は名目計上を致しております。

2項1目、過年度収入1千円と、2目、雑入3千円も名目計上でございます。次のページをお願い致します。

7款1項1目、下水道建設事業債6,800万円ですが、管渠や雨水建設費等のために借り入れるものでございます。次に、予算の第2条、地方債について説明致しますので324ページをお願い致します。

起債の目的は、公共下水道事業債で、限度額は6,800万円です。起債の方法、利率、償還の方法は一般会計と同様でございます。321ページをお願い致します。

予算の第3条、一時借入金についてですが、一時借入金の借入の限度額を2億円と定めるものでございます。

第4条、歳出予算の流用ですが、歳出予算を流用できる場合を定めているものでございます。

以上で、説明を終わりますがご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

議 長 引き続き、水道課長

水道課長 それでは、議案第25号「平成24年度川棚町簡易水道事業特別会計予算」について説明致します。予算書は355ページからでございます。

平成24年度の簡易水道事業特別会計につきましては、猪乗川内地区簡易水道事業を上水道事業へ経営統合するために、本年度からは木場地区簡易水道事業の1地区で事業運営を行っていくところでございます。本年度の年間有収水量を1万3千 m^3 とし、簡易水道料金を180万円を計上致しております。また、経常的な経費のうち、簡易水道料金等で賄うことができない経費については、一般会計からの繰入金を計上致しております。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ315万1千円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分毎の金額は、356、357ページの第1表、歳入歳出予算によるところでございます。

第2条に、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の最高額は100万円と定めることと致しております。内容につきまして、事項別明細書で説明致しますので362、363ページをお開き願います。

歳入の1款1項1目、簡易水道使用料は180万円を計上しております。

2項1目、手数料は2千円で、竣工検査手数料及び給水開始手数料を計上致しております。364、365ページをお願い致します。

2款1項1目、負担金は説明書記載のとおり、1節、加入金としてメーター

加入金の4万7千円と、2節、工事負担金5万円を計上致しております。366、367ページをお願い致します。

3款1項1目、一般会計繰入金120万円は、一般管理費分に充てるものでございます。368、369ページをお願い致します。

4款1項1目、繰越金5万円は、決算見込みによる前年度繰越金を計上致しております。370、371ページをお願い致します。

5款1項1目、町預金利子の1千円と、2項1目、雑入の1千円は、共に名目計上を致しております。372、373ページの歳出でございます。

1款1項1目、一般管理費9万2千円は、職員の時間外手当など、事業費用に属さない経常的な費用を計上致しておりますが、説明は省略させていただきます。次に374、375ページをお開き願います。

2款1項の猪乗地区簡易水道事業費は廃目でございます。

2項、木場簡易水道事業費、1目、給水費296万4千円は主なものとしては13節、委託料264万9千円で、2地区の水源分の水質検査委託と検針業務委託料が主なものでございます。次に、376、377ページをお開き願います。

3款の公債費は廃目でございます。378、379ページをお開き願います。

4款、予備費については9万5千円を計上致しております。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますようよろしくお願い致します。

議 長 引き続き水道課長。

水 道 課 長 それでは議案第26号「平成24年度川棚町水道事業会計予算」について、ご説明致します。予算書の16ページをお開き願います。ここには、川棚町水道事業会計予算書の実施計画を記載致しております。上水道における水需要の予測と致しまして、一般生活用水、官公署、事業所の水道使用につきましては、給水戸数の増加や、下水道の普及による加入戸数は増加するものの、生活様式の変化や水洗器具開発等の進歩により、節水型傾向にあるため、一般生活用水及び官公署ならびに事業所において、いくらか減少もしくは昨年並みの使用があるものと思われれます。工場用水につきましては、近年の世界的な経済悪化や円高の状況が長引いている中、使用料についても減少していくものと予想しております。以上のことから、全体的な水需要は、前年度と比較して3

%程度の減少が見込まれるところでございます。

平成24年度の年間有収水量を186万9千 m^3 と見込み、水道料金収入を3億1千万円と予定しているところでございます。それでは予算書の1ページからご説明を致します。

予算書の第2条に、業務の予定量を定めております。

(1) 給水戸数を5,437戸、(2) 年間給水量2,140万 m^3 、(3) 一日平均給水量5,863 m^3 、(4) 主な建設改良事業と致しまして、宿地区配水管布設替工事、野口・土花中継池更新工事、猪乗地区のテレメーター増設工事、山道浄水場第7次拡張事業などを予定致しております。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入については第1款、水道事業収益3億3,412万円で、第1項、営業収益3億1,688万円、第2項、営業外収益1,724万円でございます。

支出につきましては、第1款、水道事業費を2億8,199万1千円で、第1項、営業費を2億6,174万3千円、第2項、営業外費用2,024万8千円であります。

第4条における資本的収入及び支出のうち、収入については、第1款、資本的収入3億8千万円は、第1項、企業債借入でございます。支出については、第1款、資本的支出5億1,873万8千円で、第1項、建設改良費4億7,719万円と、第2項、企業債償還金4,154万8千円であります。なお、第4条、本文括弧書きに記載しておりますように、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億3,873万8千円は、当年度分損益勘定留保資金4,781万3千円、当年度分消費税資本的収支調整額2,271万3千円、減債積立金3,410万6千円、建設改良積立金3,410万6千円で補填することに致しております。2ページをお開き願います。

第5条では、債務負担行為についてでございます。債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり定めておるところでございます。事項として、山道浄水場第7次拡張事業、期間を平成25年度から平成26年度まで、限度額を総額で12億2千万円、平成25年度に6億2千万円、平成26年度に6億円としているところでございます。

第6条では、企業債について起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり定めております。起債の目的は、山道浄水場第7次拡張

事業、限度額は3億8千万円、起債の方法、利率、償還の方法は一般会計と同様でございます。

第7条では、一時借入金の限度額を3千万円と定めております。

第8条では、議会の議決を得なければ流用することができない経費として、(1)職員給与費6,950万7千円、(2)公債費5万円と定めるものでございます。

第9条では、棚卸資産購入限度額を500万円と定めることに致しております。次に4ページ、5ページにつきましては、予算の実施計画書を記載しておりますが、その具体的な内容につきましては17ページからの水道事業会計予算によってご説明致します。17ページをお開き願います。

収入であります。1款1項1目の給水収益につきましては、3億1千万円を計上しておりますが、次の欄に記載のとおり一般、官公署、事業所、工場別に、それぞれ上段が使用水量、下段が水道料金で、使用水量の合計で186万9千 m^3 を予定致しております。1ページの業務の予定量の年間給水量214万 m^3 に対して、有収率を87.3%と予測しておりますので、使用水量186万9千 m^3 との差27万1千 m^3 は、維持用水や漏水などの無収水量であります。この無収水量は消防活動や浄水場での作業用水、修繕工事等の洗管用水などの料金の対象とならない有効無収水量と、漏水による無効水量があります。

2目、受託工事収益94万円につきましては、給水工事の新設、増設変更、修繕などによる収益を計上致しております。

3目、加入金243万円については、新規加入者を計上致しております。

4目、その他の営業収益351万円につきましては、竣工検査などの手数料と下水道工事に伴う水道管移設補償工事費負担金等でございます。

2項、営業外収益1,724万円につきましては、1目、受取利息と2目、他会計負担金は、子ども手当分としての一般会計繰入金でございます。

3目、雑収益では、佐世保市からの可動堰管理費等を計上致しております。18ページからの支出についてご説明を致します。

1款1項、営業費用のうち、1目、原水費377万円につきましては、石木川取水池及び浄水場の取水にかかるポンプなどの修繕費の他、麻生瀬堰補修工事に伴う事業費負担金108万円、石木川取水内管改修工事等の工事請負費を計上致しております。

2目の上水費5,148万円につきましては、浄水場の維持管理にかかる経費を計上しておりますが、主なものは委託料の3,845万円、これは浄水場の管理委託業務等が主なものでございます。

3目の配水及び給水費5,897万円の主なものは、修繕費においてポンプ等の修理に454万円、動力費2,295万円、工事請負費として東小串地区の配水管布設替工事他5件に2,590万円を計上致しております。

4目、受託工事107万円につきましては、直営で行う給水工事ではありますが、材料費70万円が主なものでございます。20ページをお願い致します。

5目の総係費9,859万円は、職員9名分の給料、手当等、法定福利などの人件費や、印刷、製本費等、事務機器のリース料などがございます。その他は記載のとおりでございます。なお、人件費につきましては、7ページ以降の給与明細書に記載のとおりでございます。21ページ。

6目、減価償却費は建物、構築物、機械及び装置、量水器などの償却に充てるもので、4,773万3千円を計上致しております。なお、当初予算では、前年度決算見込み額を計上する方法をとっておりますが、3月期に当年度分の計算処理をするものでございます。

7目、資産減耗費13万円は、構築物などの固定資産除却費に要する費用で、配水管の布設替工事等による固定資産除却費と、棚卸減耗費でございます。

2項、営業外費用2,024万8千円につきましては、1目、支払利息及び企業債取扱諸費1,924万8千円が主なものでございます。22ページをお願い致します。

資本的収入及び支出でございますが、収入については1款1項1目、企業債3億8千万円は山道浄水場第7次拡張の事業のための企業債借入でございます。

支出については、1款、資本的支出5億1,873万8千円でございますが、2目、施設改良費5,110万円で、工事請負におきまして宿地区配水管布設替工事他4件を5,090万円計上致しております。

3目、施設改良費4億2,575万円で、委託料費において山道浄水場第7次拡張事業に伴う実施設計及び施工管理業務を3,675万円計上致しております。

工事請負費においては、山道浄水場第7次拡張事業として、3億8,090

万円を計上致しております。

2項1目、企業債償還金4,154万8千円は、これまで借入をしておりま
す企業債の元金償還金に充てるものでございます。なお、4ページから5ペー
ジは、予算書の実施計画書、6ページは資金計画書、7ページから9ページは
給与明細書、10ページから15ページは当年度及び前年度の損益計算書と貸
借対照表であります。その中の10ページをお開き願います。

予定損益計算書当年度分を計上致しております。1、営業収益の合計、真ん
中の列でございますが、3億196万1千円に対し、2の営業外費用の2億5,
569万円で、営業利益が4,627万1千円となります。また、3の営業外
収益は1,649万1千円で、4の営業外費用が2,024万8千円となります
ので、2の列で営業外においては、マイナス375万7千円となります。これ
に営業利益を合わせた計上利益は4,251万4千円で、当年度純利益も同額
であります。また、前年度繰越利益剰余金を3,654万9,528円と予定し
ておりますので、これを加えますと当年度未処分利益剰余金は7,906万3,
528円となるものでございます。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろし
くお願い致します。

議 _____ 長 説明が全部終了致しました。

議 _____ 長 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会と致します。お疲れ様でした。